平成21年6月5日

1. HIV感染症薬物療法認定薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2)薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (3)日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認 定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、あるいは日 本臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- (4) 申請時において、病院または診療所もしくは保険薬局に勤務し、HIV感染症患者 に対する指導に引き続いて3年以上従事していること(所属長の証明が必要)。
- (5) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設(以下「研修施設」という)において、HI V感染症関連の実技研修を16時間以上履修していること、または、研修施設にお いて引き続き3年以上、HIV感染症患者に対する指導に従事していること(所属 長の証明が必要)。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定するHIV感染症領域の講習会、及び別に定める学会が主催するHIV感染症領域の講習会などを所定の単位(10時間、5単位)以上履修していること。
- (7) HIV感染症患者に対する指導実績が30症例以上を満たしていること。
- (8) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (9) 日本病院薬剤師会が行うHIV感染症薬物療法認定薬剤師認定試験に合格している こと。

附則

- 1) HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格は平成20年8月6日より施行する。
- 2) 認定は平成21年度から開始する。
- 3) 平成21年6月5日改正

別添

HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格に関する事項

- 1. (2)、(6)で「別に定める学会」とは、以下の通りである。
 - 日本医療薬学会
 - 日本薬学会
 - 日本臨床薬理学会
 - 日本エイズ学会
- 2. (4)、(5)、(7)で「HIV感染症患者に対する指導」とは、良好なコミュニケーションを通して患者の意思を尊重した服薬支援など、薬物療法を中心とした総合的な支援を行うことで、HIV感染症の薬物療法を有効かつ安全に実施できるよう努めることである。
- 3. (6)で「日本病院薬剤師会が認定するHIV感染症領域の講習会」とは、以下の機関または団体が実施する講習会である。
 - 日本病院薬剤師会
 - 各都道府県病院薬剤師会(ブロック開催も含む)
 - 国立国際医療センター戸山病院 エイズ治療・研究開発センター
 - HIV/AIDSブロック拠点病院